担 摩管轄替えは ス ル コト実ニ甚シキモノ」があると論断していた。 にあえがざるをえなくなることにおいており、結局、三多 「東京府ニ利スル所」はあるが、 「神奈川県ニ害 また多摩

三郡町村長は、「多摩三郡町村長の境域変更反対陳情書」にみ

を楯にとって反対の陳情をおこなっていた。 無視しえないのは、資料「多摩三郡人民の境域変更反対意見.. えるように「三郡人民ノ利害」をかえりみていない調査不足 それからさらに

などが指摘しているように、

問題は地方税負担額を比較して

東京への移管は、 である。この点は甲論乙駁かなり大きな争点となっていた。 の間、 激烈な反対の動きを背景に自由党は三多摩地 三多摩の民衆にとって不利であるという点 域 0

ح

動を展開した。 民衆の地方税負担増加を理由として東京府移管反対の大衆運 しかし帝国議会は、 三多摩分離を賛成百三十

反対百十票で可決した。

測することも不可能ではない。 その一端は資料「三多摩分離後の神奈川県景況私見」から推 神奈川県にとって、 三多摩分離はたしかに不利であった。 その第一の理由は地方税の負

> 三多摩復旧請願書を内務省に送付していたし、 域に隣接する愛甲郡と高座郡の民衆三千余名は署名をもって えなかった。 担が増加したことであるが、 七年十一月には神奈川県会は、資料「多摩三郡神奈川県へ管 そのためもあろらか。 自由党もまた打撃を受けざるを との年五月には、 さらに翌二十 地

復旧の建議と請願書を内相に提出していた。

三多摩分離とその復旧運

動は、

足柄県廃止と再興

(問題

轄復旧に関する建議ならびに請願書」

で掲げたような三多摩

政上の争点であった。 きつづき、 神奈川県政にとってひとつの画期をなす政治 しかもこの問題は、 県境の変更とその · 行

治対立の状況にまで問題の輪はひろがっていたのである。 て社会変動をうながしていくというにとどまらず、 管轄替えが地域の民衆の経済生活のうえに変化を呼びおこし さらに政 ع

進党をはじめ反自由党系勢力が三多摩管轄替えを叫び、 であったばかりでなく、 自由党系勢力を駆逐するために、 との 改

いうのは三多摩分離問題は、

問題は政党政派の対立・抗争の争点となってもいた。

L

かも

県知事対自由党系の対立の争点 K 45

### 明治中後期

2

通の具申書を掲げてみた。

「租税問題に関する県収税長添田

ľ 分離決定後においても、 にもまれて、 は依願免官ということになったが、 いものがあっ 反対運動は熾烈をきわめ、 神奈川県の府県制の施行は明治三十二年までま た。 とうしたなかで、二十六年三月、 県政界は荒れ、 自由党と改進党の反目もすさま 激しい政治抗争の波浪 内海知事への自由党 内海知

## 租軽減運動 地価修正 地

たざるをえなかったのである。

方制度が施行されていく明治二十年代の前 市制および町 村制、 郡制を体系づけた地

半から後半にかけて、

県民の側からの大き

すでにすこしのべてきたように松方デフレ政策下における農 な政治社会問題は、 とりわけ明治十年代後半からの大きな問題は、 それぞれの地域での生活にまつわる諸問

は、 民層の公租の実質的負担の増大であった。 のも意味があると思い、 さまざまな立場からとりあげられてきたが、 あらためて県官吏の眼からみた租税論をとりあげてみる 租税課長 収税長を歴任した添田 との 問 題 ことでま の 経緯 知

> 知通の具申書」 の 一 連の資料がそれであ

景気ヲ現シ」とのべ、 行ヲ顧ニ秋収以降米価非平ノ低落従テ金融閉塞世上一 できる。 が収税長として租税問題にかんして苦慮していることが理解 との具申書をみてあきらかなように、 すなわち明治十七年はじめには、 「農夫ノ経済ヲ注目スルトキハ危急存 明治十七年以降添日 添田 は 「客年 般ノ不 ノ已

共ニ財計不測ノ逼迫ヲ極メ必至衰頽ノ状況ヲ現ス加之暴風水 収税長として、 彼は 「爰両年間穀価非常ノ低落ニ原因シ四民

亡ノ秋」というべきであるとしたためている。

そして十八年

収税の渋滞および事務実施の多端繁忙と租税確保の道をいか 災被害ニ罹リ農民ハ無上 ノ困難ニ陥リ」と告げざるをえず、

にはかっていくべきかという板ばさみの苦悩を このことは凶作、 違作、 飢饉の 「憂患止マ スし 吐 露 という事 て

L

た。

痛慮ニ耐ヘサリシ」とのべざるをえなかっ 態のもとで「何ヲ以テ租税納付之義務ヲ奏セシム可クト 上緒言」 にも示されている。 もっとも二十、 た十九年の 二十一、二十二 「政治 一夙夜

29

年の具申書は収税事務が順調に進んでいるような印象をあた

解

ヲ憂フ」と書いていた。 害の打撃もあってか、 日夜汲々トシテ其職務ノ挙ラサル

他方、

軽 地 大事件建白運動のなかで、 十月高知県の代表片岡健吉らが元老院に提出したいわゆる三 十年代の後半から地租延納、 らか死活にかかわるかたちでたちあらわれていた。 租 減の請願がいろいろなかたちで提出されていたし、 減がもられていたことは地租軽減、 民衆の側からみるとき、 言論の自由、 未納分年賦払い、 公租は生計がなりたつかど 外交の回復とともに 地価修正の問題が あるいは租税 そのため 二十年

5 1 困窮を打開する手だてでもある。 カュ ガ に重視されていたかをものがたっていよう。それは民衆 ンのなかに独立の大権、 集会の自由などとならんで、 そして大同団結運動のス

会開設をひかえてのキャンペインの色彩が強かったとはいら

「天下ノ大勢」を制しようとした動きこそは、

この運動が国

商社会の協和、

改良と民力休養、

地方

自 治

を 掲げ

> ろげられていたか、 必要性のある現実がよこたわっていたことを示していよう。 この資料編で地価修正、 ものの、 もう一方では「地方制度ノ完全」を期するそういう その一端をとりあげてみたのも、 地租軽減の運動がどのようにくりひ 実は右

にのべてきたような諸事情を考慮してのことである。 資料としては、 横浜近郊の平場地帯、 久良岐・橘樹 都筑

三郡の

「地価修正請願同盟会」の組織化をはじめ、

運

動

0 准

この運

動

めかたをめぐる内容のものを中心に構成してみた。

の不均等と米価変動を理由として「全国耕地ノ価格」 飯田快三らの「地価修正請願書」で、 でまず目につくのは、 明治二十四年二月付、 この請願書は、 橘樹郡大綱村 現行地 を改定 価 0

五年間平均ノ米価ヲ標準トナシ現在各府県耕地ノ地価ヲ改算 し負担の平等化を狙いとして「各府県ニ於テ調査シタル最近 スル事」を要求していた。 当時、 神奈川県の地価は二十四年

山県についで四番目に高い。 八月二十八日付の飯田・金子久林の書簡によると、 そのため五月に大阪府 島根県·岡 他 九県

が連合して地価修正請願同盟会が組織され、

その動きが波及

30

谷干城と地主層=不労所得者とみて地租増徴により不労所得

簡 春にかけての運動の内情を知る手がかりになろう。 Œ 田 則」は ル」ところであると、 とつの素材であるが、 |請願運動は「政治問題ニアラスシテ国民一般挙 テ 知義であった。 の最初の手紙をみればあきらかである。 なおこの書簡資料は、 資料「久良岐 三郡の地価 との点は資料 正請願同盟会の目的と組織を 橘樹 運動を組織化すべき必要性を強調して そのはたらきかけをおこなったの 都筑三郡地価修正請 明治二十四年秋から翌二十五年 「地価修正請 添田は、 願運 知る上でのひ 願 動 同 希望 盟 関 地価修 係 は添 会 規 ス 書

種の資料は、 族院予算委員長で農本主義にたって地租増徴に反対してい うえでなんといっても地租の増徴に手をつけざるをえなかっ 「営」費を調達するために、 ところで日清戦争をはさむ明治二十年代後半におけるこの この地租増徴問題にかんしては、 ことに掲げていないが、 政府は安定せる財源を確保する 明治三十年、 日清 戦 争 後 ときの貴 の 「戦後 た

> 植民地領有を骨子とする「戦後経営」 の有名な大論争があるが、 の課税強化をとなえる経済学者で衆議院議員の田 地租増徴は軍備拡張、 の展開 のもとでは、 殖 産 口卯吉と

してくる過程で、

県下でも地価修正請願同盟会が結成されて

地価修正法とともに衆議院、 はや避けることができない情勢であっ こうして翌三十一年十一月、 貴族院を通過した。 第十三議会で地 租 地租増 増 微法

徴法

動が大きな圧力となっていたのである。 とでは当時の「地価修正請願書」と「地 を収録しておい た。 とのときの 「地価 そこで資料としてこ 租 増徴 修 正 案 請 反 願 対 書 請 は 願

の奮起」とその彼らを支えた全国主要都市の中小資本家の行

渋沢栄一・益田孝・中上川彦次郎ら「実業諸

の実現は、

できるのであると指摘し、 「農民ノ疾苦ヲ除却シ始メテ立憲政ノ美挙」に浴することが S ノ進路ニ就キ国家ノ治安ヲ害スル b 口調の文体でつづられており、 「軍備拡張ヲ過大ニ失シタル」 要請がい れられない場合には ノ挙動アルヤ 「地租増徴 ことが増徴案となって 案 モ 反 対 請 ح 願

法案に真向らから反対し

あらわれてきたのであるとのべて、

書 強 政

過 Ŕ も亦不止得に至る」と。 て金ばかり増ても更に入るところなくんば、 難は今年より向五ケ年間 此頃更に無し、 徴 菊太郎は明治三十二年四月二十二日、その「日記」に地租増 かった。 減するよう要求していた。そうじて土地所有者の負担は重た しみ之を小作者に負はさんとするも、 察しがつこう。 志が貴族院議員に請願した に重くのしかかっていたかという事情は、 地 租金は 租増徴法が、 般小作人の困窮せる今日なれば、 価 当時、 修正の件についてこう書きとめていた。 (二半の処三分三厘歩) 而し売買は地価の四掛を中庸とす、 高座郡相原村の助役をつとめていた豪農相沢 との請願書は、 いかに在村地主層をはじめ目作農民層の肩 しかも景気はよくなかった。 .地価修正の為め、 「地租軽減請願書」 地租額を地価の百分ノ二に軽 増殖し、 無資の小作者なるを以 右の不平均を生ずる 地価は 淘綾郡大磯町民有 只帖面大臣に不 負担の重きを苦 を一 減 「地処取引 承ず 読すれば 地主の困 ح

雖

合していくうえでの絶好の機会であったと思う。

## 日清 期の地方政情 日露戦争

ほかならない。

それはまた国家の疲弊を

は民 地 力休養、 租 軽減、 地価修 経費節減をもとめることに Ī の要求は、 面 で

家 りだしていかなければならなかった。 た。 らえれば、 であったり、 と国家との一体感をどうあみだしていくかが切実な政治課題 方社会にいたるまで政治抗争、 打開するひとつの道の模索でもあるが、 したがって政府としてみれば国民 という観念をいかに培養するか、 明治二十七、八年の日清戦争は、 それだけにこの問題にとりくむ舞台装置をつく 社会的な対立が渦を巻いて こうした意味あいでと 5 の V 帝国議会の場 な かえれば民衆個 か まさに国民を統 K 「自分の から地 玉

視点から諸資料を構成してみた。 をつうじて戦争協力体制をどのように組織していたかという た局面で、 の動向」でもあきらかなように、 そこでこの資料編では、 義勇兵、 義勇団体の組織化と有志者からの義捐金 まず日清戦争にさいして行政系統 すでに戦争が不可避となっ 資料 「日清戦争下の橘樹郡

2

あ

る。

たとえば資料

「足柄下郡下軍人困窮家族救済に関する

えら 扶助 から めの団体を町村単位で設立していったとはいうものの、 る。 る件通達」、 ととは、 目 生計を維 はじめい に明らかなように、 有志ノ義挙ヲ以テ」各町村単位に設立されてい 的 ところで挙国 また資料 たことである。 ·深刻な問題が浮きぼりにされ 《内容を知るうえでの手がかりになろう。 達成のための措置がとられるなかで、 れてい 応召軍人家族の救済を目的とする組織がつくられ 持することが不可能な家庭があらわれてい わゆる僻地において救護の手がとどかず、 る事情も読みとることができよう。 「愛甲郡下軍人家族救護に関する件通達」の資料 「戦時軍人家族扶助規程」は、 致のようなかたちをとり軍人家族救済のた この救済組織が、 たとえば 「足柄郡下軍人家族救済に関す てい た。 当局の指導のもとに、 それは、 さらに注目すべき 当時 こうした戦争 0 の具体的 そのため 山間部 たことで たのであ そと を な 7

族に

「自営ノ途」をこうじせしめる方策をどうあみだすかも

実効」

ひとつの大きな課題であった。

に町村役場の運営が戦時体制向きに切り換 ゕ 件通 かも多額の資金を必要とし維持も困難であるから る件通達」 令せざるをえなかった。 を是正するよう、 有之」という事態が発生し、 等其額寡ナキカ為メ或ハ救護方行届兼為メニ ないけれども、 現金ノ給与」による救護の方法は弊害をもたらしやすくし 以テ尚モ救護ニ遺 達」 をあげるよう指示していたが、 によると、 の資料によると、 「救護団体ノ施設ニ留意シ益 当局は実情を調査して策をほどこすよう指 漏 「荒涼ノ村落等ニ於テハ有志者 の また「愛甲郡下軍人家族救 ないように留意すること、 救護団体の設立をみない町村 そのために救護 救護を必要とする家 飢餓 の 々周密督励 厚 ニ迫マ 「生業扶助 護に関 薄 ジ義捐 さら ル者 ラ加

ら戦争勃発と同時

)募集方法を決定していたのである。

またこの

一連

の資料

だし、 きめなどの方法もふくめて、 という試みは、 日 清戦争における戦争協力体制をどうつくりだしていくか 膨張政策を戦争という手段に訴えていく権力の 戦没者の招魂碑建設問題とか兵事奨励 民衆の愛国心をどのようにひき 正 統性

解

とは、 を確保していくうえでの試金石であったといえよう。 戦後経営」 のなかで、伊藤博文流にいえば、 「商業」 とのと

勢を挽回していくために、 、に諸列強に伍していくうえでの必要不可欠な条件でもあっ 市場獲得のための予見と先制の争

ないしはそれを中心とした「実業」をもって対外的な経済劣

た

み 活状態が社会問題として注目をあびてくる。 ところで明治三十年代にはいると、 社会変動もまた促進されていく。 横浜に目をやれば、 都市貧民や労働者の生 階級 分化 が進 す

ひきおとし、 会を組織し、 でに明治三十年には西洋家具労働者が西洋家具指物師職同盟 トライキをおとし、 本格的に労使対立の幕が切って落されていた。 日本郵船会社の艀船水夫、京浜間艀船人夫がス 横浜船渠の労働者も半月にわたる争議を

前半であった。

にたいして小作料減免の動きを示しはじめたのも三十年代の

自然災害による減収のために、

小作人が地

主

め

都筑郡新田村・愛甲郡妻田村・足柄下郡酒匂

内容のものである。ととで注意しておかなければならない

0

戦時体制にすべての産業を配置換えすることを指示した

はじめとして、

また農村地帯においても、

相模川とか鶴見川・酒匂川流域を

負担も増大し、 あって、他方では町村財政はますます膨張して民衆の担税の こうした社会変動をうながす労働者、 行政担当者の立場からみた町村行政の 資料「愛甲郡町村長会における郡長演達要項」のなか さらに負債もかさなってきて安定を欠いて 農民の動きとかかわり 直面している問題 K

た事実を知ることができる。

々―の指摘をつうじて、そこに町村行政が困難な状態にあっ

点―町村財産の蓄積と管理、

町村債起債、

地方税滞納矯正等

は、 た。

源」を涵養するために地方財政の緊縮をはかると 郡長演達要項」 三十五年日英同盟協約の調印によって、 ったことは一種の賭であった。 はもはや不可避となり、 とのような地域の実情にもかかわらず、 は、 戦争勃発にともない それだけに日露戦争に日本が踏みき 資料 「中郡町村長会における 帝政ロシアとの衝 「戦時 日本帝国は、 中 とをはじ  $\pm$ 庫 明治 ノ税 突

34

村などの小作人の動静がその間の経緯をものがたってい

則 は 争のときとあきらかに異なっていた。 から支え、 民及農事の諸機関と共に農事の改良生産の発達を計っ るようになっていたことは否定できない。 組合標準」などの資料はその一端を示すものである。 政費節減軍人家族扶助に関する件通達」とか 濃厚にあらわれていた。 植えつけるかたちでのさまざまな組織づくりの点においても よる強制力以上に、 語っていたように、 其他官公吏員は将校と云らやらな手配で忠実なる兵士即ち農 る産業界においてだけではなく、 たことである。そういう傾向は、 をはじめ「中郡報国会事業施行方法細則」 農商務省農務局長酒匂常明が 露戦争は、 地方長官は軍司令官、 国権拡張と国威宣揚を旗じるしとする戦争観念を 民衆にとって戦争を身近かに引き寄せて考え 農業そのものが軍事目的に包括されてい との戦争の過程で戦時重要農政の諭達に 「神奈川県戦時軍人家族 救 地方高官部長は師団長、 戦時体制を村落という底辺 もちろん農業をはじめとす 「時局以来農商務省は参謀 「時局問題ノ切迫ニ関 この風潮は日清戦 「戦時勤倹貯蓄 とか 「中郡 護 たし 旅団長 会 規 ع 下

> 米の外債に仰がなければならなかった日本は、 推測せしめるに足る。 軍資献納金に関する件通牒」のなかの一資料は、 らざるをえなかった。 はじめとする物資面では帝政ロシアに一歩も二歩もひけをと シ有志ノ輩ヨリ軍資献納ヲ出願スルモノ有之」という 政府が軍事債券に民心をかりたてよう しかしその反面、 戦争資金の大半を英 武器、 その 弾薬を 傾 国 向 債

としたのもそのためである。

兵適齢期に達した青年のなかには徴兵忌避の考えかたが浸透 湘南地域を行脚して戦争反対や社会主義を宣伝した。 一横浜曙会は、 らわれていた。 この戦争にたいする反対の動きとか非協力の徴候も顕著にあ ようである。 るような手だてをこうずる者やグループがあちこちにあら ところで日露戦争は、 それとなしに軍事関係者の間で大きな問題になっていた 戦場に駆りだされるのを避けるために検査に不合格 戦争反対の演説会を開いたり、 荒畑寒村・鈴木秀男らが組織した横浜平民社 国民を戦争に巻きこんでいく反面 三浦半島から また徴 K

きながら明治三十八年九月、 のように戦争にたいする二つの対立せる社会模様をえが 合衆国大統領T・ロー

る非 印された。 では郡民大会になってあらわれていた。そうした戦後処理を の斡旋により、 講和運 との条約締結を「卑屈醜辱」としてこれに反対す 動 の波は、 日本の勝利ということで日露講和条約が調 県下では横浜での騒擾をはじめ三浦郡 ズヴェ

周布公平の演達のなかに、 うととであったが、 めぐる紛擾をかかえこみながら戦後の最大の問題は、 た民力をどう回復し挙国一致体制をつくりだしていくかとい 明治三十八年秋、郡長会で試みた県知事 政府の戦後経営の方針が具体化さ 疲弊し

らに 取 れていたとみてよい。 ニ於ケル我帝国 ノ気象ニ富メル我国民」の課題として挙国一致して「東洋 「光輝アル国運ノ発達」に引き継いでいくことが強調さ ノ地位ヲ確立セル名誉アル交戦ノ結果」をさ すなわちそこでは、 「穏健ノ思想ト進

> $\equiv$ 大正 昭和初期

地方改良 画 権を強化して社会の底辺から殖産興業 日 露戦争後、 戦後経営の名のもとで政府は行

計

ない。 達要項」 しかしたとえば資料「愛甲郡町村長会における郡長演 にも示されているように、 改良をほどこし民力を高めていかなければなら 町村レベ ル にお 5 ては 町

村税の滞納額が「莫大ノ巨額」に達する地域もあり、 「之レカ為ニ紊乱シ諸般ノ施設ハ之レカ為ニ障碍セラレ 財政は 延テ

想ノ邦」の指摘にもあるように、 というありさまであった。このような実情は、 種々ノ紛擾ヲ惹起シ遂ニ自治 ノ発展ヲ阻害スル」 日露戦争後毎年二万戸の農 石田伝吉 恐れがある 理

農村の衰微は資本制生産に規制され、 家が破綻し、 よる農民経営への圧迫とか労働力市場のあらたな展開もあっ 発生するとともにいっそう促進されていたのである。 農村の荒廃は明治四十年代はじめに農業恐慌が 農産物市場圏の拡大に しかも

いた。

れていた。

しかし国力の培養にかんする地方事業を推進して

いくには、

日

露戦争後の現実は、

あまりにも厳しさを増して

#### 大正 昭和初期

3

れていたかは、

資料

「中郡大山町戊申詔書奉読式挙行等関係

条、

五条で明示されているように、

て、 れ 鉱工 農村は経 業の領域での労働争議とあいまって地主・小作間 |済と生活環境の両 面からも変化をよ ぎ な くさ の

対立 もふかまりつつあっ

けに 欧米の歴史にてらしてもやむをえないことであるが、 に乗離反動」を生じ、 桂太郎も組閣にあたって貧富の差がはなはだしく「社会の間 かなければならなかったが、 そのために政府は、 「国民の道義」を高揚する必要があると説いていた。 階級対立を回避し経済不況を克服して 「安寧を危害」する傾向がみえるの 明治四十一年(一九〇八)夏、 それ は

の年十月に発布された「戊申詔書」は、 去リ実ニ就キ荒台相誡メ自彊息マザルベシ」と規定している **ヲーニシ忠実業ニ服シ勤倹産ヲ治メ惟レ義醇厚俗ヲ成シ華** その一節で「上下心 ァ

義務づけられていくのである。 とあるごとに経文のように、 活規範を示した詔勅であっ ように、 当面の混乱を収拾するうえでのわが国はじめての生 た。 これが当時どのように強要さ 種の戒律として唱えることを との詔勅は、 その後国民がこ

みると、

第三条にその目的が条文化され て

5

る

が、

それ

は

書類」、「戊申大詔紀念高座郡相原村勤倹貯蓄組合等規約」

瞥しても理解できよう。

書いているように、 狙 S は 内務省参事官井上友一が 「戦後の経営は国力の充実に俟ち国 「自治要義」 の なかで 万

なり自力更生的性格をもつ地方改良運動を推し進めてい

ところで「戊申詔書」の発布に関連して、

内務省

が中心と

その

充実は地方自治の力に俟つべきもの多き」という 視 点 か

b

「名実伴はざる一等国」を下から支えようとしていたのであ

る。

県の地方改良会を中心に郡市に支部を設け、 改良会を設けていった。 う行政のパイプをつうじて進められていくが、 地方改良運動は、 内務省— 資料 府県知事 「神奈川県地方改良会規則」 那市長一町村長とい 町村レ 神奈川県では べ ルに を

をはかることであった。 「教育ニ関スル勅語及戊申詔書 また会員要件については、 ノ聖旨ヲ奉体シ地方ノ改良\_ 県内在住者であれば誰 規則 第四

も地方改良会の会員になる資格をもち、

か

つ運動の指導者と

していた。

りひろげられようとしていたのである。 運動は、 なりうるような道がこうじられていた。 民衆の自発性を導きだすような形式をふみながらく ちなみに県地方改良 とのように地方改良

回県地方事業功労者表彰式後の協議会においてである。 では県地方改良会を頂点とする地方改良運動はどのように

会が設置され規則が制定されたのは明治四十三年四月、

第一

ぎり寺院住職のようであり、

とりわけ

「夜学校」

事業をつら

進められていたであろうか。 地域では地方改良運動を直線的に社会のなかに浸透していく る。 みたのが資料 主であるが、まず指摘しておかなければならないのは、 とめかたを郡と町村との関係を中心に追跡するために掲げて この一連の資料は中郡役所と大磯町役場との往復文書が 「神奈川県地方改良会中郡支部関係書類」であ その運動の動きと地域での受け との

> 所から受けとっていたありさまである。 n での地方改良運動の推進者の実際の主力は、 た四十六名の名簿を郡役所に送付したのは九月 との間、 町役場は四回にわたって督促照会の通達を郡 ととろで町村レベ 大磯町でみるか 0 中 旬 で あ 役

とは、 じてのこれらの人びとの活動の比重はかなり大きい。 くつかの資料とあわせて判断するとき、 資料「中郡大磯町における地方改良運動の動 あきらかになろう。 とのと の

5

なければならない、 強力に推進されてきたとはいうものの、 村単位での実のある計画と運動のもりあがりを促進してい 地方改良運動は、 そのために県レベルで地方改良会幹部会 行政機構をつうじて上からの指導により 効果をあげるに は か 町

この運動のイデオロギーが報徳思想を骨格として い 地方改良計画の趣旨を徹底していく策をこうじていた。 を開催するとともに支部・町村単位でも講習会などを開 を宣伝し販売の拡充を行政機関を ること また 7

会員募集方」を要請し、

四十三年五月の末、

中郡長は町村長会同の席上で「地方改良 郡役所通達で「公職ニ在ルモ

ノ神官

は

報徳会の雑誌「斯民」

困

「難な実情にあったということである。

というのは、

僧侶其他篤志者重立タル者」などを会員に勧誘するよう指示

38

けれども大磯町役場から会員になることに賛成し

かろう

L

かし地域におけるこの運動は、

そうじて観念的性格が強

つらじて役場、 学校、 青年団等関係者におこなうとしている

風 経 緯 ノ作興ニ資スル」とか「地方改良上裨益スルトコロ不尠義 からもうかがうことができる。 すなわちこの雑誌は 尺

購読は、 存候」 と価値づけられていたのである。 関係者の期待に反して地域ではあまり徹底せず、 しかし「斯民」の 役

団 場では苦慮していた。 「公益団体」と関係をもちながら、 在郷軍人分会、 産業組合あるいは戸主会、 さらに改良運動の内容としては、 地方改良の五大要項、 納税組合など 青年 す

善クスルニ なわち「一町村基本財産増殖ヲ力ムルニ在リ 在リ 三就学歩合ヲ高ムルニ在リ 二納税成績 四 農事改良ヲ ヲ

実行スルニ在 民衆にそれぞれの町村の実情を理解させながら民風を改 五青年会ヲ改善スルニ在リ」 という事項

町村の住民に伝達しようとした試みはそのあらわれとみてよ 郡役所が印 刷した 「町村財務及教育等ニ関スル参考書」を各 善しようとしていたようである。

町村の意向にもとづいて中

の

暢 い傾向にあった。それだけに 「風気ノ作興」 をはかり、 「進取経営ノ気性」 「自治」 の発達をうながすら 「民力ノ伸

えで町村長などに課せられる責任と役割は大きい。 「町村相

との資料編では、 互視察」というような方法がとられるのはそのためである。 そのような空気をとらえかつ「優良模範町

かを知るために、 村」ないしはそれに準ずるモデルとはどのようなものである 足柄上郡共和村と南足柄村についての大磯

項大要」として掲載しておいた。

地方改良運動は、

社会的な動揺のふかまりのなかで、

試行

町長の視察事項概要を資料「足柄上郡共和村南足柄村視察事

もって進められていた。たとえば中郡護国団をあげてみる。 錯誤の道をたどりつつ、 さまざまな方法と形態と組織関係を

との団体は、 実践団体として郡長を団長にすえ郡下の寺院住職、 その「概則」にもみえるように、 民間での運動 有志者

を張りめぐらそうとしていたことがらかがえる。 により、 ノ改良ニ資スル」 「衆庶ノ健全ナル精神ヲ養成シ公徳ヲ進メ地方事業 ことを目的として町村ごとに組織の網の目 しかしこの

解

二十七か町村のうち、

高

部

屋村

比

々多村・秦野町の八か町村

K

すぎなか

大磯町・吾妻村・平塚町

相

jii

村

置

護国団 がどの程度組織化されていたかを 大 「神奈川県中郡地方改良事績 一覧表」でみると、 IE. \_ 年  $\widehat{\phantom{a}}$ 郡下 九

らである。 た 団体の 組織化はかならずしもうまくいっていなかったよ

ろん地方改良会は、資料にもみえるように、大正期にはいっ してあまり成果をあげえなかったのではないかと思う。 かけ声、 実情をあれこれみてきたが、どうもこの運動は県レベ 以上のように、 熱のいれかたにくらべて、 中 郡大磯町の事例を中心に地方改良運動の 町村レベ ルでは予期に反 ル もち で 0

ますます精神主義的、 をくばり、 くなっていた。 れども、それだけにますます官製的な運動としての色彩が濃 設けられ町村の改良事項の収集に意をそそぎはじめていたけ てからも存続していたし、 支部総会が運動の焦点となるとともに、 その間の事情は、 観念的な傾向をたどるようになってい さらに中郡役所には地方改良室が 方では会員の増募に神経 他方では

会 体制

青年団体、

あるいは村落組織にかんする資料の

脈あいつうずる。

そこで明治末年から大正はじめにおける

の組織化の断面を知る手がかりとして、

帝国在郷軍

人分

行スルコト た。 納期内必ス完納ヲ努ムルコト コ たとえば大正二年三月の中郡支部総会での 1 四 奮ツテ青年会ノ改善発達ヲ計 三地方改良会其他公益ノ集会ニハ 二各種ノ集会ニハ ル コ ٢ 奮ツテ 「一各種 とい 時 ら決議 Ш 間 ラ励 席 ス

義的側面が如実に示されている。

案をひとつとりあげてみても、

そとに地方改良運動

0 精神主

# 大正政変前後

の政治潮流

補っていく趣旨にたつ地方改良運動 国力の充実」を地方自治の力でもって は、 そ

義一の表現をもちいれば「良兵即良民」 在郷軍人会が組織され、 的規模で大日本産業組合中央会が設置されるとともに、 とするものであった。 帝国農会に次いで明治四十三年に全国 民風の作興は、 をつくりだすことと 陸軍省軍務局長田中 帝国

40

拡張政策を中心とする国家構想の実現をはかる支えにしよう

の効果は別としても、

長州閥

軍

閥

0

軍

備

日

|露戦争後の不況と増税政策のもとで苦しい生活を強いられ

を介してたかまっていった。

そしてこのような政治気流は、

5

3

てい

た民衆の生活擁護の行動によって、

いちだんとひろが

9

ていったのである。

都市と農村を問わず、このような動きが

誠講 係書類」、 主意書」、 「橘樹郡大綱村青年会第三支部規約草案帝国 「高座郡下青年団体善導の件通達」 「足柄上郡南足柄村関本区第二組組合規約 を掲げるこ 在郷軍人分 書助

とにしたのである。

に軍 備 かし長州閥 の拡張にのりだしていたが、 軍 一閥は、 膨張主義を維持し推し進めるため しかしその財源を確保す

る必要上、

租税を増徴せざるをえなくなっていた。

との軍備

強 良計画もその実効をあげるのが困難となっていたが、 拡張政策と租税増徴は、 民力を疲弊させていくことになる。 中小資本家以下の国民大衆に犠牲を だからこそ地方改 もう一

方 任内閣制を要求する 地方中小資本家の運動がくりひろげられていたし、 「過大な軍備」 に反対し 「立憲主義」への関心もジャーナリズム 「租税負担の軽 減 を主張する さらに責

護·閥族打破」

を旗印とする第一次護憲運動

は

東京・京都

のであり、 われてきた事態こそは、 大正デモクラシーの基調の一 自 亩 主義的 環をかたちづくって な気運をうながすも

あら

5 た

第一次護憲運 (一九一二) の暮から翌年二月にかけてみられた大正政変 |動において集中的かつ鋭角的 K た か まっ 7

ところで軍備拡張政策に対立し反発する空気は、

大正元年

た。 二個師団増設要求を拒否し、 この大正政変は、 時の首相西園寺公望が陸軍の主張する そのために陸 相 上原勇作が天皇

やむなく総辞職し、 組閣してひきおこされた政変である。 に辞表を提出するという非立憲的行為によって西園寺内閣! その後任に元老山県有朋の直系桂太郎 とれに対する 「憲政擁

た。 大阪をはじめとする都市部において大きなうねりをみせて 実際、 交詢社系のブルジ 3 アジ 1 ジ ヤ 1 ナリス ŀ

立憲政友会、 ても政友会系を中心とする護憲運動の動きは活発をきわめ、 に政界の気流の方向を変える役割を演じていた。 立憲国民党を政治の主体とする運 運動は、 横浜に たしか お